

国民健康保険に 加入している みなさんへ

本年度から国民健康保険事業については、福岡県と香春町が共に運営を担うことになりました。(国民健康保険税の賦課・徴収については引き続き香春町が担当します。)国保財政運営は新しい仕組みとなり、その仕組みに適した保険税設定を行いました。今回は、その中で改正された変更点についてお知らせします。

「納税決定通知書(納付書)」については、7月上旬に納税義務者である世帯主へ郵送します。

☎ 保険健康課 国保年金係 32・8401

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように加入者の皆さんが保険税を出し合い、お互いに助け合う相互扶助の制度です。

その制度を持続可能で安定的なものとするため、今回、国民健康保険制度改革が行われ、県が財政運営の責任主体として国保運営の一翼を担うことになりました。医療費給付は県が行い、その支払いに必要な財源(納付金)を市町村が負担します。県が示す納付金の計算方法は「所得割」、「均等割」、「平等割」の3方式で計算されます。

今後の県への納付金財源の確保と、昨年度までの国民健康保険税課税内容の課題点を解消するため、香春町国民健康保険では次の2点の改定を行います。

資産割を廃止します

昨年度まで香春町国民健康保険税は、「資産割」を含む4方式課税でしたが、前述のとおり県が示す納付金は3方式で行われていることを受け、以前から抱える課題であった固定資産税との二重の負担となっている「資産割」を廃止し、本町においても3方式課税とします。

「均等割」「平等割」の改定を行います

「資産割」を除く3方式課税とするため、県が示す納付金算定基準に見合った「均等割」「平等割」の内容に沿った改定を行います。

以上の国民健康保険税率改正内容を下段にてお知らせします。内容によってはご負担をおかけすることがあります。香春町国民健康保険の安定した医療給付および健全な事業運営のためご理解とご協力をお願いいたします。

申告が済んでいない人はお早めに申告を!

国民健康保険税の課税は、その世帯で国保に加入しているすべての人の前年所得により計算されるため、所得の状況無収入の人も含む)が確認できない場合は正しい計算ができません。また、低所得世帯に適用される軽減は未申告世帯には適用されませんので、不利な状態で課税が行われる場合があります。

正しい課税とするために国保加入の人は前年の収入の有無に関わらず住民税申告をお願いします。

国の制度改正

「賦課限度額」が引き上げに伴い、高額所得者への負担が増え、「保険税軽減の要件」が拡大されたことにより、低所得世帯への負担が減ります。

国民健康保険税賦課限度額の改定

医療分の賦課限度額が4万円引き上げられます。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
平成29年度	54万円	19万円	16万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円

賦課限度額とは

国民健康保険税は所得や加入者数によって決まりますが、所得が高い人でも受益と負担の関係による高負担にもなう影響を考慮し、保険税負担額に一定の上限を設けているものです。

所得が低い世帯への保険税軽減の拡大

所得が低い世帯への保険税軽減制度のうち5割、2割軽減が拡大されます。

国民健康保険税は、世帯の所得に応じて一定の基準額以下の場合、被保険者一人当たりにかかる「均等割」、一世帯あたりにかかる「平等割」が7割、5割、2割軽減されます。今回はこのうち5割、2割軽減分の基準が拡大され、軽減対象者世帯が増えることになり、低所得世帯への負担が緩和されます。

	5割軽減	2割軽減
平成29年度	33万円 + 27万円 × 被保険者数	33万円 + 49万円 × 被保険者数
平成30年度	33万円 + 27.5万円 × 被保険者数	33万円 + 50万円 × 被保険者数
拡大の内容	→軽減基準額が引き上げられ、低所得世帯の負担が軽減されます。	

例えば...

家族構成：夫(68) 年金収入223万円
妻(66) 年金収入120万円
固定資産税：6万円



の世帯の場合

	平成29年度	平成30年度
所得割	77,700円	→ 77,700円
資産割	12,600円	→ 廃止
均等割	40,960円(2割軽減)	→ 32,000円(5割軽減)
平等割	25,200円(2割軽減)	→ 17,500円(5割軽減)
合計	156,460円	→ 127,200円 (29,260円減)

香春町の税率・税額改正

国民健康保険税の税率改正

「資産割」を廃止し、「均等割」「平等割」の税率の再設定を行いました。医療分・後期高齢者支援分の負担増、介護納付金の負担減となります。

平成29年度

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	8.6%	20.0%	19,000円	24,500円
後期高齢者支援分	2.5%	1.0%	6,600円	7,000円
介護納付金分	2.1%	1.5%	6,500円	8,000円

平成30年度

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療分	8.6%	廃止	25,000円	27,000円
後期高齢者支援分	2.5%	廃止	7,000円	8,000円
介護納付金分	2.1%	廃止	6,000円	4,000円

例えば...

ケース1

家族構成：夫(68) 年金収入180万円
妻(66) 年金収入120万円
→5割軽減適用
固定資産税：10万円



の世帯の場合

	平成29年度	平成30年度
所得割	29,970円	→ 29,970円
資産割	21,000円	→ 廃止
均等割	25,600円	→ 32,000円
平等割	15,750円	→ 17,500円
合計	92,320円	→ 79,470円 (12,850円減)

ケース2

家族構成：本人(41) 給与収入223万円
→軽減適用なし
固定資産税：なし



の世帯の場合

	平成29年度	平成30年度
所得割	138,600円	→ 138,600円
資産割	0円	→ 廃止
均等割	32,100円	→ 38,000円
平等割	39,500円	→ 39,000円
合計	210,200円	→ 215,600円 (5,400円増)

「所得割」...前年の所得に応じて計算されます。

「資産割」...その年度に課税されている固定資産税に応じて計算されます。

「均等割」...世帯内国保加入者数に応じて課税されます。

「平等割」...世帯割。一世帯あたりに課税されます。